

三重県流域下水道施設指定管理者事業計画書の要旨

申請者名	公益財団法人 三重県下水道公社
I 管理運営の基本方針	<p>公社の経営理念のもと、次の7つの基本運営方針を掲げて事業を実施するとともに、組織運営に取り組めます。</p> <p><公社の経営理念> 私たちは確かな技術と情熱を持って、いかなるときも県民のみなさんに下水道のある快適な暮らしを提供し、誰からも信頼される公社をめざします</p> <p><基本運営方針></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 放流水質基準値の遵守による公共用水域の水質保全及び改善 2 設備・機器の計画的な点検、修繕による施設の適正管理 3 効果的・効率的な運転管理によるコストの縮減 4 危機管理のさらなる強化 5 県民の下水道事業に対する関心の醸成と魅力の発信 6 行政機関への支援 7 人材育成と技術力の向上 <p><コスト縮減対策と目標値> 従前から実施してきた対策を今後も可能な限り継続して実施するとともに、電力使用量原単位、薬品使用量原単位、汚泥発生量原単位について令和5年度の実績を超えないことを目標値として設定してコスト縮減に取り組めます。 目標値の達成状況を、4半期ごとに所長会議で検証するだけでなく、年度終了後に1年間の目標達成状況を取りまとめ理事会で報告します。 コスト縮減に効果のあったノウハウについて他の浄化センターへ水平展開します。</p>
II 見学者等への対応に関する提案	<p>普及啓発事業として「施設見学」と「出前講座」に取り組めます。取組の主要なターゲットを子どもたちとします。「子どもはすぐに大人になり、大人はすぐに親になる」ことから、長期的視点に立った、世代を超えた、広がりのある取組になると考えるからです。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 下水道等の環境について学習する小学校4年生を主な対象に、小学校の社会見学の一環として施設見学を実施しており、目標達成に向け、魅力ある見学メニューづくりや見学者の動線等の工夫、職員のスキル研修などの取組を行います。 また、安全対策、侵入者対策を講じ、見学者の安全を図ります。 目標:浄化センター見学者受け入れ数 年間5,000人以上 施設見学アンケートの満足度(小学校) 100% 2. 児童・生徒・学生(小学校・中学校・高校等)向けの出前講座を開催します。 目標:出前講座実施数 年間30回以上 出前講座アンケートの満足度 100%
III 情報の保護、管理、発信	<p>公社規程に基づき、個人情報保護及び情報公開について対応します。</p> <p>情報発信については、公社の「広報」活動として取り組むこととし、下水道の「普及啓発」の取組と「ブランディング」の取組の二つから構成されています。</p> <p>公社ホームページで、下水道の仕組みや公社の紹介動画、調査研究、入札情報(流域下水道施設の維持管理にかかる工事・修繕・点検業務)、水質情報(各浄化センターから放流している排水の水質検査結果を毎月公開)について、随時発信します。</p> <p>「メディア(特にテレビ)の活用」について引き続き積極的に取り組むこととし、たとえば公社としての番組制作を行うなど、よりレベルアップした、より効果的な広報を実施することとします。</p>
IV 目標放流水質等達成のための具体的方策	<ol style="list-style-type: none"> 1. 生物処理機能の調整により安定的に放流水質をコントロールする技術を高めるとともに、能動的な栄養塩類管理運転に資するため、季節別に放流水質管理値を設定し、放流水質がその水準内に収まるような運転管理に努めます。 2. 脱水機への負荷を考慮しつつ、下水汚泥の発生量を抑制するために、目標の汚泥含水率の上限値、下限値を定め、その範囲に収まるよう運転します。 【目標汚泥含水率】71%～76% 【目標汚泥含水率の達成状況】90%/年 <p>これらの目標を達成するため、「下水道処理施設管理技士」の要件を満たす者等、運転管理に必要な知識を持った職員を配置します。</p>
V 周辺への配慮	<p>放流先への配慮として塩素の低減化運転及び水質調査、底質調査、悪臭・騒音調査、生物調査等を実施します。また、浄化センター周辺地域への配慮として臭気抑制対策、美化活動を実施します。</p>

三重県流域下水道施設指定管理者事業計画書の要旨

VI 各種業務の実施計画	施設管理業務は、景観維持、汚損や劣化の防止、機能維持の考え方にに基づき管理します。		
	浄化センター施設の運転管理は、流入状況把握、運転方法決定、操作指示、水質試験及び結果報告、中央監視データ確認、記録保管の順で実施していきます。		
	運転方法の決定、水質試験による工程確認は重要な技術業務であるため公社職員が直営で実施し、中央監視室での24時間連続監視、機器の遠隔操作、自動運転設定・調整等の作業は当該業務を専門に履行する業者に委託します。		
	保守点検業務は、工程能力維持(機械設備の能力維持)及び監視制御能力の維持(監視制御設備の能力維持)に関して点検、分解整備を中心に行い、メーカー側の部品供給義務が終了した最重要機器類についてはメーカーが保有する部品在庫を確保するなどの対応に努め、機能維持を図ります。		
	ユーティリティや物品の調達は、安定供給先の確保、調達経費の圧縮は、継続的な課題として今後も取り組んでいきます。		
	機械設備の保守については、保守点検を行い、故障の兆候を見極めて早期に対応し故障件数を減らすとともに、故障から復旧に至るまでの対応方針の決定を1ヶ月以内と期限を設定し、迅速な対応により常に良好な処理機能を維持するよう努めます。 県のストックマネジメント計画の運用にあわせてオーバーホールの時期を調整するなど積極的に協力します。		
VII 業務従事者の安全衛生管理方針	環境計測業務については、水処理及び汚泥処理工程の状況把握のため、工程管理のための試験や法定試験、幹線接続点の水質調査を行います。危機管理の観点から、水質異常が発生した場合に迅速に対応するため、水質試験を公社職員が行い、他県に比べ多くの試験項目及び頻度で試験を実施します。		
	汚泥処理は、発生する下水汚泥を安定的かつ排出者責任を全うできる形で処理し、収集運搬から処分(中間処理)の過程まで一括して管理できる仕組みを引き続き採用します。 SDGsの取組の一環として下水汚泥の再利用率100%を維持します。 「しき」は、リサイクルできない廃棄物であるため県内の業者で焼却処分します。		
VIII 緊急時対応方針	職員に対し、定期的な保安教育、特殊作業等へ安全衛生管理の有資格者を配置、有機溶剤を扱う職員へ法令で定める特別健康診断を実施します。		
	令和2年10月、あらゆる災害に対応することを目標に、「下水道業務継続計画(下水道BCP)～災害対応マニュアル～」を策定し、自然災害、南海トラフ地震臨時情報、その他の災害等、対象となる災害の種別と規模に応じ、発令基準を定めるとともに、配備体制や指揮命令系統を明確にしました。 令和3年度以降、毎年4月に「年間訓練計画」を立て、公社及びメンテナンス会社の職員が、参集・伝達訓練、異常流入水量に特化した参集・伝達訓練、大規模地震発生を想定した図上・実動訓練、初期消火訓練等を行っており、今後も実施していきます。 流域下水道施設において最も発生頻度が高く、かつ影響が大きい風水害では、雨天時に不明水が下水道管へ浸入することで発生する異常流入水量が近年極めて顕著になっています。下水道BCPでは、これを「いつも来る災害」と呼び、日々の警戒を要する特別な災害として取り扱っており、迅速かつ的確な対応に努めます。 南海トラフ地震とそれに伴う津波は、流域下水道施設に甚大な被害を与えるばかりでなく、職員の生命・身体へ危険を及ぼすことが大いに懸念されることから、下水道BCPでは、これを「いつか来る災害」と呼び、人命にかかわる特別な災害として、事前準備や南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の職員がとるべき行動、さらに、大津波警報発表時の自動運転への切り替えと職員の避難行動等について規定し、これに基づき訓練を実施しています。 その他、水処理工程に深刻なダメージを与える設備故障や施設内での火災・爆発事故等の緊急事態に対して的確に対応することとします。		
IX 組織人員	各浄化センターには電気・機械・化学の専門職員を配置し、効率性、危機管理、品質・精度の視点で業務水準が最も高くなる方法を今後も追求していきます。		
	水処理施設、汚泥処理施設の運転管理を担当する職員として、各浄化センターに「下水道処理施設管理技士の要件を満たす者」又は「下水道技術検定第3種合格者」を1名以上配置します。		
X 自動販売機の設置方針	普及啓発施設及び浄化センターの利用者に対する利便性向上のため、引き続き、飲料の自動販売機(9台)を設置します。		
提案価格	年度	提案価格(単位千円)	県提示価格(単位千円)
	令和6年度	5,992,808	5,995,893
	令和7年度	6,196,492	6,199,467
	令和8年度	6,206,710	6,209,575
	令和9年度	6,347,800	6,350,846
	令和10年度	6,350,869	6,354,470
	合計	31,094,679	31,110,251